

愛知産業大学 通信教育部規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、愛知産業大学学則に基づき、通信教育の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 学部、学科、収容定員及び修業年限

(学部、学科及び収容定員)

第2条 通信教育部を設置する学部及び学科、並びに収容定員は次のとおりとする。

造形学部

デザイン学科	入学定員	100人
	3年次編入学定員	100人
	収容定員	600人
建築学科	入学定員	100人
	3年次編入学定員	200人
	収容定員	800人

2 前項の学部、学科の教育研究の目的は次のとおりとする。

造形学部 産業・地域・生活における建築及びデザインという造形行為を通して、社会に貢献できる人材を育成する。

デザイン学科 確かな人間理解と生活感覚をもとに、社会と暮らしのあり方をデザインする人材を育成する。

建築学科 豊かな建築・都市環境の創造と保全を通して、産業・地域・生活に貢献できる人材を育成する。

(修業年限及び在学年限)

第3条 通信教育部に本学を卒業することを目的として入学する学生(以下「正科生」という。)の修業年限は4年とし、在学年限は8年を超えることができない。

第3章 学年及び学期

(学年及び学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるのを原則とする。

第4章 入学・退学及び休学

(入学時期)

第5条 入学の時期は、原則として毎年4月と10月とする。

(入学資格)

第6条 通信教育部に正科生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又は、これに準ずる者で、文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 大学入学資格検定規定(昭和26年文部省令第13号)により、文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- 七 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

(入学志願)

第7条 通信教育部に入学を志願する者は、所定の書類に入学選考料を添えて提出しなければならない。

- 2 前項の提出すべき書類、時期、方法及び入学選考料については、別に定める。

(入学選考)

第8条 入学は選考の上許可する。

- 2 選考は書類審査によるものとする。

(入学手続)

第9条 入学選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類に保証人連署の誓約書を添えて提出するとともに、所定の学費を納入しなければならない。

(編入学、転入学及び再入学)

第10条 本学の3年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者又は学校教育法(昭和22年法律第26条)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条の規定による者
- (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (4) 国立養護教諭養成所及び国立工業教員養成所のいずれかを卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第8条に規定する入学資格を有する者に限る。)
- (6) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

2 編入学した者の既に履修した授業科目及び修得単位数の取扱いについては、教授会の議を経て学長が決定する。

第10条の2 前条のほか、本学に編入学、転入学及び再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得単位数の取扱い、ならびに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(入学前の既修得単位等の取扱い)

第11条 本学は、学生が本学入学前に大学又は短期大学において授業科目を履修し、もしくは、第21条に規定する短期大学又は大学以外の教育施設等における学修をし、新たに本学に入学した学生については、当該短期大学又は大学等において履修した授業科目を本学における授業科目の履修とみなし、編入学、転入学の場合を除き、本学で修得した単位以外のものについては、第20条及び第21条に定める単位数と合わせて60単位を超えない範囲で本学において修得したものとして認定することができる。取扱いに関しては別に定める。

2 前項の規定は、外国の大学又は短期大学において授業科目を履修し、新たに本学に入学した学生についても準用する。

(退学)

第12条 退学しようとする者は、所定の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第13条 疾病その他止むを得ない事情により、6か月以上修学することが困難と認められる者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第14条 休学期間は継続して1年、通算して2年を超えることができない。

2 休学者は、休学期間中の試験及び面接授業を受けることはできない。

3 前項の期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

第15条 休学期間中に、その理由が消滅した場合は、学長の許可を得て原学年次に復学することができる。

(除籍)

第16条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- 一 第3条に定める在学年限を超えた者
- 二 第14条の休学期間を超えてなお修学できない者
- 三 学費の納入を怠り、督促を受けても、なお納入しない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者
- 五 修学の見込みがないと認められた者

六 死亡した者

2 本学通信教育部の学生が、他の大学の正規の課程に在籍することは認められない。ただし、科目等履修生はこの限りではない。

(復籍)

第16条の2 前条第1項第2号から第5号の規定に基づき除籍された者が、再び学業を続けることを希望した場合には、学長は教授会の議を経て復籍させることができる。

2 復籍に関する規定は別に定める。

(転部)

第17条 通信教育部から通学課程に、又は通学課程から通信教育部に転部を希望する学生がある時は、正当な理由があると認めた場合、学年又は学期の始めに限り、所定の選考によりこれを許可することがある。

2 転部に関する規定は別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第18条 授業科目を分けて、教養科目、共通科目及び専門科目とする。

2 授業科目及び単位数は、デザイン学科は別表1(A)、建築学科は別表1(B)のとおりとする。

(単位の計算)

第19条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学習をもって構成することとし、次の基準により計算するものとする。

一 印刷教材による授業科目(以下「通信授業」という。)は、45時間の学修を必要とする印刷教材の学修をもって1単位とする。

二 面接授業の講義及び演習の科目は、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、実験、実習及びに実技については、30時間の実験、実習及び実技をもって1単位とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第20条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより、他の大学又は短期大学の授業科目について履修し修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目を履修し修得したものとみなすことができるものとする。

2 前項の規定は、本学の承認を受けて、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合にも準用する。

(大学以外の教育施設等における学修の取扱い)

第21条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学習その他文部科学大臣が定める学修を前条第1項及び第2項に定める単位数と合わせて60単位を超えない範囲で、本学における授業科目を履修し修得したものとみなし、単位を与えることができるものとする。

(学習指導)

第22条 通信授業は、教材の配布、質疑応答、添削指導その他適切な方法によって行うものとする。

2 面接授業の授業科目及び実施の時期等については、別に定める。

(体育実技の履修方法)

第23条 本学は、本学で実施する体育実技の面接授業のほか、大学教育に相当する水準を有すると認める時は、学生が他の大学等が行う公開講座等計画的かつ継続的な体育実技を学修することを認め、これを本学における履修とみなし、その成果について単位を与えることができるものとする。

(試験)

第24条 授業科目の試験は、原則として筆記試験とする。

2 通信授業の終末試験は、所定のレポートを提出し合格した者に限り、これを受けることができるものとする。面接授業による授業科目の試験についてはこの限りではない。

3 止むを得ない理由により、前項の終末試験を受験できなかった者は、追試験を受けることができるものとする。

4 試験が不合格の場合は、再試験を受けることができるものとする。

5 再試験及び追試験は、一人1回につき4科目以内に限り、受験することができる。

6 再試験による学修の評価は、最高60点とする。

7 前各項の規定にかかわらず大学が定める特定の授業科目については、特別の課題又は学修の成果に対する評価をもって試験に代えることができる。

(成績評価)

第25条 試験の評価は、各授業科目とも100点を満点とし、90点以上を秀(又はS)、80点以上を優(又はA)、70点以上を良(又はB)、60点以上を可(又はC)、60点未満を不可(又はF)とし、可(又はC)以上を合格とする。

(単位授与)

第26条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

第6章 卒業及び学位

(卒業の要件)

第27条 通信教育部を卒業するためには、学生は4年以上在学し、次の各号に定めるところにより124単位以上を修得しなければならない。

一 教養科目24単位以上

二 共通科目32単位以上

三 専門科目68単位以上

四 前各号の卒業所要単位のうち、30単位以上は面接授業により修得しなければならない。

(卒業及び学位)

第28条 前条に定める在学年数を満たし、授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 卒業した者には学士(芸術)の学位を授与する。

第7章 学費

(学費)

第29条 通信教育部の学費は別表3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、修業年限を超える在籍に係る授業料については別に定める。

(納入時期)

第30条 授業料は、学年ごとに全納することを原則とする。ただし、希望により分納を認めることができるものとする。

(学費の取扱)

第31条 納入した入学選考料及び学費は原則として返還しない。ただし、入学辞退者については別に定める。

第8章 通信教育部の構成

(通信教育部の教員)

第32条 通信教育部の授業は、原則として本学の専任教員があたるものとする。

2 必要に応じて、学外適任者を兼任講師として委嘱することができるものとする。

3 学習指導及び教育相談にあたる通信教育部専任の教員を置くことができるものとする。

(通信教育部の職員)

第33条 通信教育部に部長、課長、主任等の職員を置くことができるものとする。

第9章 教授会及び通信教育委員会

(教授会)

第34条 通信教育部に係る重要事項は、本学教授会が学則に基づき審議するものとする。

(通信教育委員会)

第35条 本学に通信教育委員会を置く。通信教育委員会は通信教育部の運営に関する事項を審議するものとする。

第36条 通信教育委員会は、学長の定めるところにより、通信教育部に関する事項について教授会を代行することができるものとする。

第37条 通信教育委員会の構成その他細目については別に定める。

第10章 科目等履修生、特別聴講生及び特修生

(科目等履修生、特別聴講生及び特修生)

第38条 本学通信教育部の授業科目の一部について履修を希望する者は科目等履修生として、本学との単位互換協定校で授業科目の一部について履修を希望する者は特別聴講生として、また第6条の一に該当しない者で入学を希望する者は特修生として、それぞれこれを許可することができる。

2 科目等履修生、特別聴講生及び特修生に関する規定は別に定める。

(科目等履修生として履修した授業科目)

第39条 科目等履修生として本学において一定の単位(第6条に規定する入学資格を有した後、修得したものに限る。)を修得した者が本学に正科生として入学する場合においては、第11条第1項の規定により本学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数等に応じて、その修得に要した期間その他文部科学大臣の定めるところにより、本学が必要と認める事項を勘案して、在学すべき年数を教授会の議を経て、学長が決定する。

第11章 賞罰

(表彰)

第40条 学生として表彰に値する行為があった者については、学長は教授会の議を経てこれを表彰することができる。

(懲罰)

第41条 学則に違反し、又は学生としての本分にもとる行為をした者は、教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

第12章 教職員免許

(教職員免許)

第42条 教育職員免許状の授与を受ける所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を取得しなければならない。

2 通信教育部において、当該所要資格を取得できる教員の免許状は、次のとおりとする。

造形学部 デザイン学科 中学校・高等学校教諭一種免許状 美術

(教職に関する専門教育科目)

第43条 本学における教職に関する専門教育科目及び単位数は、別表2のとおりとする。

第13章 学生証及び受講証

(交付)

第44条 学生には学生証を交付し、毎年1回更新する。

2 科目等履修生、特別聴講生及び特修生には受講証を交付する。

(提示義務)

第45条 試験、面接授業等に出席するとき、又は図書館等の施設の利用、教育相談等本学が定める場合には、学生証又は受講証を提示しなければならない。

附 則

この規程は、通信教育開設の文部大臣認可の日(平成7年12月22日)から施行する。

ただし、「第12章 教職員免許」に規定する事項は平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

ただし、平成10年度以前の入学生は従来規程を適用する。

附 則

この規程は、平成11年6月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、平成11年度以前の入学生は従来規程を適用する。

附 則

1. この規程は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、平成12年度以前の入学生は従来規程を適用する。

2. 前項の規定にかかわらず、別表1「教育課程表」については平成12年度入学生にも適用する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、平成13年度以前の入学生は従来規程を適用する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、平成14年度以前の入学生は従来規程を適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

ただし、平成15年度以前の入学生は従来規程を適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、第2条の3年次編入学については、平成18年度から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、第2条の3年次編入学については、平成20年度から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、第2条の3年次編入学については、平成21年度から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、第29条別表3の規定については、平成22年度以前の1年次入学生および3年次編入学生にあっては、当該入学時および編入学時の学則を適用する。

(2) 共通科目

	授 業 科 目	配当 年次	単位数			卒業要件 単 位 数
			必修	選択	自由	
授 業 科 目 の 概 要	デッサン基礎	1		2		面接 共通科目で合計32単位以上 (16単位以内で、建築学科専門科目の単位を含む。)
	デッサン基礎	1		2		
	立体造形基礎Ⅰ	1		2		
	立体造形基礎	1		2		
	デザイン基礎Ⅰ	1		2		
	デザイン基礎	1		2		
	色彩学	1		2		
	造形学原論	1		2		
	西洋美術史	1		2		
	日本・東洋美術史	1		2		
	美学芸術論	1		2		
	造形心理学	1		2		
	造形発想法	1		2		
	発達心理学	1		2		
	文化人類学	1		2		
	人間工学	1		2		
	マーケティング論	1		2		
	環境倫理学	1		2		
	情報コミュニケーション論	2		2		
愛知ものづくり学	2		2			
計		0	40	0		

(3) 専門科目

	授 業 科 目	配当 年次	単位数			卒業要件 単 位 数	
			必修	選択	自由		
授 業 科 目 の 概 要	グラフィックデザイン基礎	1		2		面接	
	グラフィックデザイン基礎	1		2			
	グラフィックデザインの世界	1		2			
	グラフィックデザイン材料学	2		2			面接
	イラストレーション	2		2			面接
	イラストレーション	2		2			
	パッケージデザイン	1		2			面接
	パッケージデザイン	2		2			面接
	絵本制作	2		2			
	コピー作成演習	2		2			面接
	動画コンテンツ制作	3		2			
	広告プランニング	3		2			面接
	C I計画とサイン	3		2			
	Webデザイン	3		2			面接
	ユーモア表現技法	3		2			面接
	公共ポスター	3		2			面接
	絵画 - 1	1		2			面接
	絵画 - 2	1		2			
	絵画 - 1	2		2			面接
	絵画 - 2	2		2			
	絵画 - 1	3		2			面接
	絵画 - 2	3		2			
	絵画 - 1	4		2			面接
	絵画 - 2	4		2			
	版画	2		2			面接
	版画	3		2			面接
	塑造	2		2			面接
	木彫	3		2			
	金工	2		2			面接
	金工	3		2			面接
	テキスタイル	2		2			
	テキスタイル	3		2			面接
	プロダクト材料学	1		2			
プロダクト文化論	1		2		面接		
製品製図	1		2				
製品製図	2		2		面接		
製品企画論	2		2		面接		
デザインスケッチ	2		2				

専門科目で合計68単位以上

	授 業 科 目	配当 年次	単位数			卒業要件 単 位 数
			必修	選択	自由	
授 業 科 目 の 概 要	モデリング	2		2		面接
	福祉デザイン	2		2		面接
	福祉デザイン	3		2		面接
	福祉デザイン	4		2		
	福祉デザイン	4		2		面接
	ユニバーサルデザイン	3		2		
	ユニバーサルデザイン	3		2		面接
	家具デザイン	3		2		面接
	高齢者心理学	3		2		
	近代デザイン史	1		2		
	デザイン史演習	1		2		
	視覚文化論	1		2		面接
	視覚情報論	1		2		
	生活文化論	1		2		
	比較文化論	1		2		面接
	産業構造論	2		2		
	産業デザイン特論	3		2		
	マスコミ論	3		2		
	プロダクト工学	3		2		
	写真論	2		2		
	写真演習	2		2		
	C G演習	1		2		面接
	3 D表現演習	3		2		面接
	印刷論	2		2		
	広告論	3		2		
	工芸基礎	1		2		面接
	モニュメント	4		2		
	テキスタイル	4		2		面接
	福祉論	1		2		
	生活環境論	2		2		
	リハビリテーション概論	2		2		
	リハビリテーション工学	3		2		
	アートセラピー	4		2		
知的財産権	3		2			
卒業研究	4	6				
卒業研究	4	2			面接	
	計		8	148	0	
卒業要件単位数						
必修科目						8 単位
選択科目						116 単位以上
合 計						124 単位以上
(うち、面接授業科目で 30 単位以上)						

専門科目で合計 68 単位以上

(3) 専門科目

	授 業 科 目	配当 年次	単位数			卒業要件 単 位 数
			必修	選択	自由	
授 業 科 目 の 概 要	建築造形	1	2			面接
	建築造形	2	2			
	建築造形	3	2			面接
	建築計画学	1	2			
	建築計画学	2	2			面接
	建築構造学	2	2			
	建築構造学演習	2	2			面接
	建築構造学	3		2		
	建築環境工学	2	2			面接
	構造力学	2	2			
	構造力学演習	2	2			面接
	構造力学	3		2		
	建築材料学	2	2			面接
	設備計画学	3	2			
	建築史	1	2			面接
	建築史演習	2		2		
	建築施工学	3	2			面接
	都市計画学	3		2		
	建築法規	3	2			面接
	インテリア学	3		2		
	建築デザイン論	2	2			面接
	建築総論	2		2		
	CAD	1	2			面接
	CAD	2	2			
	CAD	3		2		面接
	建築基礎製図	1	2			
	建築設計 - 1	1	2			面接
	建築設計 - 2	1		2		
	建築設計 - 1	2	2			面接
	建築設計 - 2	2		2		
	建築設計 - 1	3	2			面接
	建築設計 - 2	3		2		
	測量学	3		2		面接
地球環境と建築	3		2			
福祉と建築	2		2		面接	
防災と建築	3		2			
景観デザイン論	3		2		面接	
地域計画論	2		2			
建築技術史	3		2		面接	
現代建築論	2		2			

専門科目で合計68単位以上

授業科目の概要	授業科目	配当年次	単位数			卒業要件 単位数
			必修	選択	自由	
	卒業研究	4	6			面接
	卒業研究	4	2			
	計		52	36	0	
卒業要件単位数						
必修科目						52 単位
選択科目						72 単位以上
合 計						124 単位以上
(うち、面接授業科目で 30 単位以上)						

別表 2 通信教育部 造形学部 デザイン学科 教育課程表(教育職員免許)

印：必修科目

	授 業 科 目	単 位 数	必 選 別	履 修 区 分				備 考
				1年・2年・3年		4年		
				通信	面接	通信	面接	
教 職 専 門 教 育 科 目	教師論	2			2			
	教育原理	2			2			
	教育心理学	2			2			
	教育行政	2		2				
	学習指導論	2		2				中一種免必修
	美術科教育法	2			2			
	美術科教育法	2			2			中一種免必修
	美術科教育法	2		2				免許法第6条第3項
	美術科教育法	2		2				別表第4による者
	道德教育研究	2		2				中一種免のみ
	特別活動研究 (教育課程の意義及び 編成の方法を含む)	2		2				
	教育工学	2		2				
	生徒指導研究 (進路指導を含む)	2		2				
	教育実習指導	1					1	指定された期日に 指導をうける。
	教育実習	2					2	中一種免必修 指定された期日に 実習をする。
教育実習	2					2	指定された期日に 実習をする。	
教職実践演習(中・高)	2					2		

別表 3

正科生（1年次入学生）	（円）
入学選考料	10,000
入学金	40,000
授業料（年額）	
デザイン学科	236,000
建築学科	256,000
追加授業料（通信授業科目1単位）	6,000
追加授業料（面接授業科目1単位）	13,500
教職課程登録料	50,000

正科生（3年次編入学生）	（円）
入学選考料	10,000
入学金	40,000
授業料（年額）	
デザイン学科	236,000
建築学科	291,000
追加授業料（通信授業科目1単位）	6,000
追加授業料（面接授業科目1単位）	13,500
教職課程登録料	50,000

科目等履修生	（円）
入学選考料	10,000
登録料（年額）	10,000
授業料（通信授業科目1単位）	6,000
授業料（面接授業科目1単位）	13,500

特修生	（円）
入学選考料	10,000
登録料（年額）	10,000
授業料（年額）	108,000

特別聴講生については別に定める。

教育職員免許科目（特修生は除く）	（円）
授業料（通信授業科目1単位）	6,000
授業料（面接授業科目1単位）	13,500